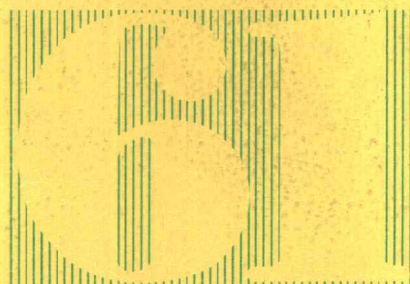


最新
建築基準法令集

オーム社 編

昭和



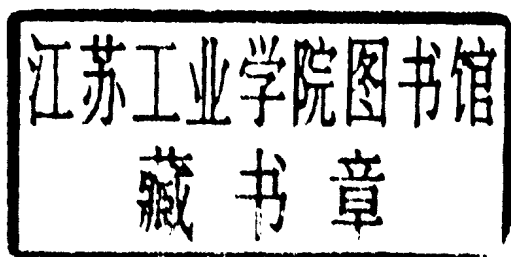
年度

OHM 版

オーム社

最新
建築基準法令集

才一ム社 編



才一ム社

最新建築基準法令集(61年度)

—O H M 版—

昭和60年12月25日 61年度版第1刷発行

OHM OHM OHM
OHM OHM OHM
版 権
所 有
OHM OHM OHM
OHM OHM OHM

編集兼発行

株式会社 オーム社

代 表 者 種 田 則 一

発 行 所

株式会社 オーム社

郵便番号 101

東京都千代田区神田錦町3-1

振 替 東京 6-20018

電 話 03(233)0641(大代)

Printed in Japan

印刷 中央印刷 製本 関川製本所

落丁・乱丁本はお取替いたします

ISBN 4 - 274 - 10042 - 1

序

ここに、OHM版最新建築基準法令集を上梓する。建築基準法を初めとする多くの法律は、慣例として縦書きで公布されているため、他の既刊のこの方面の法令集の殆んどが縦組で編集されている。しかし現在では、建築に携わる人々の多くが、横書きの理工学書や文書類に慣れ親しんできているはずである。

そうした目からすると、特に数式や数値、数表、単位などは、横書きの方が見やすく、表現上の冗長さが整理されて簡潔となり、正確を期しうるのはないかとの結論に確信し、横組版の法令集を発刊する次第である。これをわれわれは「OHM版」と呼ぶ。オーム版と称し、日常慣れ親しんでいただけるなら望外の幸である。

横組とするからには、法文上の表現と表記上の問題で多少の約束が必要となる。それを示したのが「凡例」であるが、いずれも常識の範囲で、特に問題はないと考える。要は正確さだが、これについては万全を期したつもりである。

一方、ご承知のように法文中には他の法令や政令に及ぶ条文や、全体として関係する法文があるが、これについては読者の便を考えて、重要と思われる部分を抽出し、それを< >内に示した。したがって、この< >内の文は、実際の法文中には表記されていないが、索引的に活用していただきたいものである。

なお、収載した法令は、建築に関わる行政・実務・教育等に携わる全ての人々にとって、最も実用的で基本となるものをコンパクトに編纂し、現在最も新しく、正しい内容で構成したつもりである。

今後も毎年定期的に見直しを図り、年度版として、その都度最新で正確な内容で提供する予定なので、法の構成や内容について、識者のご叱正をいただき、より使いやすく親しみやすいOHM版法令集としてゆきたいものと念願している次第である。

オーム社出版局

凡 例

1. 本文中に用いた単位は、次のとおりとした。

[例]	mm	ミリメートル	s	秒
	cm	センチメートル	h	時間
	m	メートル	kcal	キロカロリー
	km	キロメートル	Hz	ヘルツ
	m ²	平方メートル	A	アンペア
	m ³	立方メートル	V	ボルト
	mg	ミリグラム	kW	キロワット
	kg	キログラム	lx	ルクス
	t	トン	dB	デシベル
	ha	ヘクタール	%	パーセント
	l	リットル		
	kg/cm ²	一平方センチメートルにつきキログラム		
	kg/m ²	一平方メートルにつきキログラム		
	t/m ²	一平方メートルにつきトン		
	cm/m ²	一平方メートルにつきセンチメートル		
	mg/l	一リットルにつきミリグラム		
	mg/m ³	一立方メートルにつきミリグラム		
	kg/h	一時間につきキログラム		
	m/s	一秒間につきメートル		

2. 「割合」の表示は分数の表記にした。

[例] 二分の一 → 1/2

3. 横組である関係上、「左の……」とあるのを「次の……」と表記した。同様に、表の項や欄を指定する「上欄」、「下欄」は「左欄」、「右欄」と表記した。

建築基準法



建築基準法施行令



建築基準法施行規則



建築士法



建築士法施行令



建築士法施行規則



建設業法(抜粋)



建設業法施行令(抜粋)



都市計画法(抜粋)



都市計画法施行令(抜粋)



消防法(抜粋)



消防法施行令(抜粋)



その他の関係法令(抜粋)



建築基準法関係建設省告示(抜粋)



目 次

建 築 基 準 法

第1章 総 則

第 1 条 目 的	1
第 2 条 用語の定義	1
第 3 条 適用の除外	3
第 4 条 建築主事	5
第 5 条 建築主事の資格検定	5
第 5 条の2 建築物の設計及び工事監理	6
第 6 条 建築物の建築等に関する申請及び確認	6
第 6 条の2 建築物の建築に関する確認の特例	7
第 7 条 建築物に関する検査	8
第 7 条の2 建築物に関する検査の特例	8
第 7 条の3 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限	9
第 8 条 維持保全	9
第 9 条 違反建築物に対する措置	9
第 9 条の2 建築監視員	11
第 9 条の3 違反建築物の設計者等に対する措置	11
第 10 条 保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置	12
第 11 条 第3章の規定に適合しない建築物に対する措置	12
第 12 条 報告、検査等	12
第 13 条 身分証明書の携帯	13
第 14 条 都道府県知事又は建設大臣の勧告、助言又は援助	13
第 15 条 届出及び統計	14
第 16 条 建設大臣又は都道府県知事への報告	14
第 17 条 特定行政庁等に対する監督	14
第 18 条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認	

検査又は是正措置に関する手続の特例	15
-------------------------	----

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備

第19条 敷地の衛生及び安全	16
第20条 構造耐力	17
第21条 大規模の建築物の主要構造部	17
第22条 屋根	17
第23条 外壁	17
第24条 木造の特殊建築物の外壁等	17
第24条の2 建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合 の措置	18
第25条 大規模の木造建築物の外壁等	18
第26条 防火壁	18
第27条 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物	18
第28条 居室の採光及び換気	19
第29条 住宅の居室の日照	19
第30条 地階における住宅等の居室の禁止	19
第30条の2 長屋又は共同住宅の各戸の界壁	19
第31条 便所	19
第32条 電気設備	20
第33条 避雷設備	20
第34条 昇降機	20
第35条 特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	20
第35条の2 特殊建築物等の内装	20
第35条の3 無窓の居室等の主要構造部	20
第36条 この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準	21
第37条 建築材料の品質	21
第38条 特殊の材料又は構法	21
第39条 災害危険区域	21
第40条 地方公共団体の条例による制限の附加	21
第41条 市町村の条例による制限の緩和	21

第3章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第1節 総 則

第41条の2 適用区域	22
-------------------	----

第 42 条 道路の定義	22
第 2 節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係	
第 43 条 敷地等と道路との関係	23
第 44 条 道路内の建築制限	23
第 45 条 私道の変更又は廃止の制限	23
第 46 条 壁面線の指定	24
第 47 条 壁面線による建築制限	24
第 3 節 用 途 地 域	
第 48 条 用途地域	24
第 49 条 特別用途地区	25
第 50 条 用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	26
第 51 条 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	26
第 4 節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地	
第 52 条 延べ面積の敷地面積に対する割合	26
第 53 条 建築面積の敷地面積に対する割合	27
第 54 条 第一種住居専用地域内における外壁の後退距離	28
第 55 条 第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度	29
第 56 条 建築物の各部分の高さ	29
第 56 条の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限	30
第 57 条 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	31
第 58 条 高度地区	31
第 59 条 高度利用地区	31
第 59 条の 2 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に 対する割合等の特例	32
第 60 条 特定街区	32
第 5 節 防 火 地 域	
第 61 条 防火地域内の建築物	32
第 62 条 準防火地域内の建築物	33
第 63 条 屋 根	33
第 64 条 開口部の防火戸	33
第 65 条 隣地境界線に接する外壁	33
第 66 条 看板等の防火措置	33
第 67 条 建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	33
第 67 条の 2 第 38 条の準用	34

第6節 美 観 地 区

第 68 条 美観地区	34
-------------------	----

第7節 地区計画等の区域

第 68 条の 2 市町村の条例に基づく制限	34
第 68 条の 3 道路の位置の指定に関する特例	34
第 68 条の 4 予定道路の指定	34
第 68 条の 5 建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	35

第4章 建 築 協 定

第 69 条 建築協定の目的	36
第 70 条 建築協定の認可の申請	36
第 71 条 申請に係る建築協定の公告	36
第 72 条 公開による聴聞	36
第 73 条 建築協定の認可	36
第 74 条 建築協定の変更	37
第 74 条の 2	37
第 75 条 建築協定の効力	37
第 75 条の 2 建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わる 手続等	37
第 76 条 建築協定の廃止	38
第 76 条の 2 土地の共有者等の取扱い	38
第 76 条の 3 建築協定の設定の特則	38
第 77 条 建築物の借主の地位	38

第5章 建 築 審 査 会

第 78 条 建築審査会	39
第 79 条 建築審査会の組織	39
第 80 条 委員の任期	39
第 80 条の 2 委員の欠格条項	39
第 80 条の 3 委員の解任	39
第 81 条 会 長	39
第 82 条 委員の除斥	40
第 83 条 条例への委任	40

第6章 雑 則

第 84 条 被災市街地における建築制限	40
第 85 条 仮設建築物に対する制限の緩和	40
第 85 条の2 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和	41
第 86 条 総合的設計による一団地の建築物の取扱い	41
第 86 条の2 既存の建築物に対する制限の緩和	42
第 87 条 用途の変更に対するこの法律の準用	42
第 87 条の2 建築設備への準用	43
第 88 条 工作物への準用	43
第 89 条 工事現場における確認の表示等	44
第 90 条 工事現場の危害の防止	45
第 90 条の2 工事中の特殊建築物等に対する措置	45
第 90 条の3 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出	45
第 91 条 建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置	45
第 92 条 面積、高さ及び階数の算定	46
第 93 条 許可又は確認に関する消防長等の同意等	46
第 93 条の2 確認の申請書に関する図書の閲覧	47
第 94 条 不服申立て	47
第 95 条	47
第 96 条 審査請求と訴訟との関係	47
第 97 条 地方公共団体の組合に対するこの法律の適用	47
第 97 条の2 市町村の建築主事等の特例	47
第 97 条の3 特別区の特例	48
第 97 条の4 経過措置	48

第7章 罰 則

第 98 条	49
第 99 条	49
第100 条	50
第101 条	51
第102 条	51

附 則 (略)

別表第1	耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物	52
別表第2	用途地域内の建築物の制限	53
別表第3	日影による中高層の建築物の制限	57

建築基準法施行令

第1章 総 則

第1節 用語の定義及び算定方法

第1条	用語の定義	59
第2条	面積、高さ等の算定方法	59

第2節 建築主事の資格検定

第3条	資格検定の基準	61
第4条	資格検定の方法	61
第5条	資格検定の施行	62
第6条	合格証書の交付	62
第7条	資格検定委員の定員	62
第8条	資格検定委員の勤務	62
第9条	省令への委任	62

第3節 確認申請手数料

第10条	建築物に関する確認申請手数料	62
第11条	建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	62
第12条	削除	
第13条	確認申請手数料の減免	63

第3節の2 建築物の建築に関する確認の特例

第13条の2	建築物の建築に関する確認の特例	63
--------	-----------------	----

第3節の3 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

第13条の3	避難施設等の範囲	64
第13条の4	避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事	65

第3節の4 建築監視員

第14条	建築監視員の資格	65
------	----------	----

第4節 損失補償

第15条	収用委員会の裁決の申請手続	65
------	---------------	----

第5節 定期報告を要する建築物

第16条 定期報告を要する建築物	66
第17条及び第18条 削除	

第2章 一般構造**第1節 採光に必要な開口部**

第19条 学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光	67
第20条 有効面積の算定方法	67

第1節の2 換気設備

第20条の2 換気設備の技術的基準	68
第20条の3 集会場、火を使用する室等に設けなければならない換気設備等	70
第20条の4	70

第2節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

第21条 居室の天井の高さ	72
第22条 居室の床の高さ及び防湿方法	72

第2節の2 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造

第22条の2 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造	72
-------------------------	----

第3節 階 段

第23条 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法	73
第24条 踊場の位置及び踏幅	74
第25条 階段及びその踊場の手すり	74
第26条 階段に代わる傾斜路	74
第27条 特殊の用途に専用する階段	74

第4節 便 所

第28条 便所の採光及び換気	74
第29条 くみ取便所の構造	74
第30条 特殊建築物及び特定区域の便所の構造	75
第31条 改良便槽	75
第32条 水洗便所の尿尿浄化槽	75
第33条 漏水検査	77
第34条 便所と井戸との距離	77
第35条 削除	

第3章 構造強度

第1節 総 則

第 36 条 構造設計の原則	77
----------------------	----

第2節 構造部材等

第 37 条 構造部材の耐久	77
第 38 条 基 礎	78
第 39 条 屋根ふき材等の緊結	78
第 39 条の2 屋上から突出する水槽等	78

第3節 木 造

第 40 条 適用の範囲	78
第 41 条 木 材	79
第 42 条 土台及び基礎	79
第 43 条 柱の小径	79
第 44 条 はり等の横架材	80
第 45 条 筋かい	80
第 46 条 構造耐力上必要な軸組等	80
第 47 条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口	82
第 48 条 学校の木造の校舎	83
第 49 条 外壁内部等の防腐措置等	83
第 50 条 削除	

第4節 組 積 造

第 51 条 適用の範囲	83
第 52 条 組積造の施工	84
第 53 条 基 礎	84
第 54 条 壁の長さ	84
第 55 条 壁の厚さ	84
第 56 条 臥 梁	85
第 57 条 開口部	85
第 58 条 壁のみぞ	85
第 59 条 鉄骨組積造である壁	86
第 60 条 手すり又は手すり壁	86
第 61 条 組積造のへい	86
第 62 条 構造耐力上主要な部分等の支え	86

第4節の2 補強コンクリートブロック造

第 62 条の2 適用の範囲	86
第 62 条の3 基礎	86
第 62 条の4 耐力壁	86
第 62 条の5 臥梁	87
第 62 条の6 目地及び空洞部	87
第 62 条の7 帳壁	88
第 62 条の8 へい	88

第5節 鉄骨造

第 63 条 適用の範囲	88
第 64 条 材料	88
第 65 条 圧縮材の有効細長比	88
第 66 条 柱の脚部	88
第 67 条 接合	89
第 68 条 高力ボルト、ボルト及びりベット	89
第 69 条 斜材、壁等の配置	89
第 70 条 柱の防火被覆	89

第6節 鉄筋コンクリート造

第 71 条 適用の範囲	89
第 72 条 コンクリートの材料	90
第 73 条 鉄筋の継手及び定着	90
第 74 条 コンクリートの強度	90
第 75 条 コンクリートの養生	91
第 76 条 型わく及び支柱の除去	91
第 77 条 柱の構造	91
第 77 条の2 床版の構造	91
第 78 条 はりの構造	92
第 78 条の2 耐力壁	92
第 79 条 鉄筋のかぶり厚さ	93

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

第 79 条の2 適用の範囲	93
第 79 条の3 鉄骨のかぶり厚さ	93
第 79 条の4 鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6節の規定 の準用	93

第7節 無筋コンクリート造

第 80 条 無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用	93
------------------------------------	----

第7節の2 構造方法に関する補則

第 80 条の2 構造方法に関する補則	93
---------------------	----

第8節 構造計算

第1款 総 則

第 81 条 適 用	94
------------	----

第 81 条の2 高さが60 mを超える建築物の特例	94
----------------------------	----

第1款の2 構造計算の原則

第 82 条 応力度等	94
-------------	----

第 82 条の2 層間変形角	95
----------------	----

第 82 条の3 剛性率、偏心率等	95
-------------------	----

第 82 条の4 保有水平耐力	96
-----------------	----

第2款 荷重及び外力

第 83 条 荷重及び外力の種類	97
------------------	----

第 84 条 固定荷重	97
-------------	----

第 85 条 積載荷重	99
-------------	----

第 86 条 積雪荷重	100
-------------	-----

第 87 条 風圧力	101
------------	-----

第 88 条 地震力	103
------------	-----

第3款 許容応力度

第 89 条 木 材	104
------------	-----

第 90 条 鋼材等	105
------------	-----

第 91 条 コンクリート	107
---------------	-----

第 92 条 溶 接	107
------------	-----

第 92 条の2 高力ボルト接合	108
------------------	-----

第 93 条 地盤及び基礎ぐい	108
-----------------	-----

第 94 条 補 則	108
------------	-----

第4款 材料強度

第 95 条 木 材	109
------------	-----

第 96 条 鋼材等	109
------------	-----

第 97 条 コンクリート	110
---------------	-----

第 98 条 溶 接	110
------------	-----

第 99 条 補 則	110
------------	-----

第100条～第106条 削除	
----------------	--

第4章 耐火構造、防火構造、防火区画等

第107条 耐火構造	111
第108条 防火構造	112
第108条の2 不燃材料	113
第109条 防火戸その他の防火設備	113
第109条の2 簡易耐火建築物の屋根等の構造	113
第110条 防火戸の構造	114
第111条 窓その他の開口部を有しない居室等	115
第112条 防火区画	115
第113条 木造等の建築物の防火壁	119
第114条 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	119
第115条 建築物に設ける煙突	120
第115条の2 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊 建築物	121
第116条 危険物の数量	121

第5章 避難施設等

第1節 総 則

第116条の2 窓その他の開口部を有しない居室等	123
--------------------------------	-----

第2節 廊下、避難階段及び出入口

第117条 適用の範囲	124
第118条 客席からの出口の戸	124
第119条 廊下の幅	124
第120条 直通階段の設置	124
第121条 2以上の直通階段を設ける場合	125
第121条の2 屋外階段の構造	126
第122条 避難階段の設置	126
第123条 避難階段及び特別避難階段の構造	127
第123条の2 共同住宅の住戸の床面積の算定等	129
第124条 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	129
第125条 屋外への出口	129
第125条の2 屋外への出口等の施錠装置の構造等	130
第126条 屋上広場等	130